

熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項

(趣旨)

第1条 この要項は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び法第41条に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、法、令及び規則による他、次の各号に定めるところによる。

- (1) 計画認定申請 法第34条第1項（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請をいう。
- (2) 基準適合認定申請 法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をいう。
- (3) 誘導基準 法第35条第1項第1号に掲げる基準をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (5) B E L S 評価書 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証であって、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定める、法第7条の規定に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関による評価業務実施指針に基づく評価書をいう。

(計画認定申請に必要な図書)

第3条 規則第23条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 非住宅部分を有する建築物の場合で、当該非住宅部分に係る登録建築物エネルギー消費性能判定機関による誘導基準に適合していることを証する書面を有する場合は、当該書面の写し
- (2) 住宅部分を有する建築物の場合で、当該住宅部分に係る次のア又はイに掲げる書類を有する場合は、当該書類の写し
 - ア 登録住宅性能評価機関による誘導基準に適合していることを証する書面
 - イ 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書
- (3) B E L S 評価書のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第3章に掲げる基準に適合することが確認できるものの写し。
- (4) 法第35条第2項（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく申出をする場合は、計画通知申出書（様式第1号）及び規則第1条第1項に規定する申請書（以下「計画認定申請書」という。）の副本

(5)前号の場合において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものである場合は、同法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し（以下「適合判定通知書」という。）

2 前項第2号イの規定により添付する住宅性能評価書は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合することを証するものでなければならない。

(1)法の施行後に着工する建築物 日本住宅性能表示基準（平成13年8月14日付け国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級5以上

(2)法の施行の際現に存する建築物 前号に掲げる基準又は日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費等級4以上

（基準適合認定申請に必要な図書）

第4条 規則第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1)非住宅部分を有する建築物の場合で、当該非住宅部分に係る次のア又はイに掲げる書類を有する場合は、当該書類の写し

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面

イ 法第12条第3項に規定する適合判定通知書並びに建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）

(2)住宅部分を有する建築物の場合で、当該住宅部分に係る次のア又はイに掲げる書類を有する場合は、当該書類の写し

ア 登録住宅性能評価機関による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面

イ 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書

(3)当該建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を有する場合は、当該通知書の写し及び検査済証の写し

(4)都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定（同法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）に基づく低炭素建築物新築等計画認定通知書を有する場合は、当該通知書の写し及び検査済証の写し

(5)BELS評価書のうち、省令第1章に掲げる基準に適合することが確認できるものの写し及び検査済証の写し

2 前項第2号イの規定により添付する建設住宅性能評価書は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合することを証するものでなければならない。

(1)法の施行後に着工した建築物 日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上

(2)法の施行の際現に存する建築物 前号に掲げる基準又は日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費等級3以上

（建築物エネルギー消費性能向上計画通知）

第5条 知事は法第35条第2項の規定に基づく申出を受理したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書(様式第2号)に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の正本及び副本、計画認定申請書の副本及び適合判定通知書(当該通知に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要する場合に限る。)を添えて、建築主事に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第6条 計画認定申請又は基準適合認定申請をした者(以下「認定申請者」という。)は、当該申請を取り下げる場合は、取下げ届出書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、提出された計画認定申請書若しくは基準適合認定申請書の正本並びにその添付図書は返却しないものとする。

(認定できない旨の通知)

第7条 知事は、次の各号に掲げる場合は、認定できない旨の通知書(様式第4号)により認定申請者に通知するものとする。

(1) 計画認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が誘導基準に適合しないと認めた場合又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書若しくは適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(前条に規定する適合するかどうかを決定することができない旨の通知書のうち、期限内に追加説明書が提出されない場合等により、審査を終了するものに限る。)の交付を受けた場合

(2) 基準適合申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めた場合

(取りやめの申出)

第8条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、取りやめる旨の申出書(様式第5号)に認定通知書を添えて、知事に申し出るものとする。

(建築工事完了報告)

第9条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築等を完了したときは、法第37条の規定に基づき、速やかに、建築工事完了報告書(様式第6号)により、知事に報告するものとする。

2 前項の場合において、認定建築主は、建築士法(昭和25年法律第202号)第20条第3項の規定により提出された工事監理報告書の写し及び検査済証の写しを添付するものとする。

(報告の徴収)

第10条 法第37条及び法第43条第1項の規定による報告の徴収は、報告を求める旨の通知書(様式第7号)により行うものとする。

(改善命令)

第11条 法第38条第1項の規定による改善命令は、改善命令書(様式第8号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 法第39条及び法第42条の規定による認定の取消しの通知は、認定取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

法附則第 1 条第 2 号に定める日前においては、次の各号に掲げる書類は、当該各号に掲げる書類に代えることができる。

(1) 第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に掲げる誘導基準に適合していることを証する書面
エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」）による誘導基準に適合していることを証する書面

(2) 第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面
登録建築物調査機関による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面

附 則

(施行期日)

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

計画通知申出書

年 月 日

熊本県知事 様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称

下記の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を受けたいので、建築基準法施行規則第1条の3第1項に規定する申請書及びその添付図書を添えて申し出ます。

記

- 1 申請に係る建築物の位置
- 2 申請に係る建築物の概要
 - (1) 用途
 - (2) 構造・階数
 - (3) 延床面積

（本欄には記入しないでください。）

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	

（注意）

申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域本部建築主事 様

熊本県知事 印

建築物エネルギー消費性能向上計画通知書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）による申出が下記のとおりありましたので、同法第35条第3項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

記

- 1 申請の受付年月日及び番号
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 添付書類 建築確認申請書一式

様式第3号（第6条関係）

取下げ届出書

年 月 日

熊本県知事

様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

下記の（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 ・ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定）に係る申請を取り下げたいので、熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 取下げ理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	

（注意）

届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 号
年 月 日

認定申請者 様

熊本県知事

印

認定できない旨の通知書

下記の申請による（建築物エネルギー消費性能向上計画 ・ 建築物）は、下記の理由により（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定 ・ 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定 ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項の規定）に適合しないと判断したため、認定できないことを通知します。

記

- 1 申請の受付年月日及び番号
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある時を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第8条関係）

取りやめる旨の申出書

年 月 日

熊本県知事 様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項第8条の規定により申し出ます。

記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定に係る建築物の位置
- 3 取りやめる理由

（注意）

- 1 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申出者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権限を有さない者は記載する必要はありません。

建築工事完了報告書

年 月 日

熊本県知事

様

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項第9条の規定により報告します。

記

- 1 認定番号及び年月日
- 2 認定に係る建築物の位置
- 3 認定建築主の氏名
- 4 建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士
（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地
- 5 工事着手年月日 年 月 日
- 6 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	

（注意）

報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(第2面)

7. 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合結果（不適の場合は、その内容）
外皮性能に関する基準				
一次エネルギー消費量に関する基準				
性能向上計画認定に係るその他の基準				

8. 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更※を行った場合の変更内容(変更申請以外のものに限る。)

--

※変更申請以外で可能な変更は、施行規則第26条に規定される軽微な変更である。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

認定建築主又は
基準適合認定建築物の所有者 様

熊本県知事

印

報告を求める旨の通知書

下記の（ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画 ・ 基準適合認定建築物 ）について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（ 第37条 ・ 第43条第1項 ）の規定により報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法（ 第77条 ・ 第75条 ）の規定により罰せられることがありますので申し添えます。

記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者の氏名
- 3 認定に係る建築物の位置
- 3 報告を求める理由及び内容
- 4 報告の期限

認定建築主 様

熊本県知事

印

改善命令書

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われていないので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により、改善するよう命じます。

記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定建築主の氏名
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 改善が必要な事項
- 5 期 限

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある時を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の

翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

認定建築主又は
基準適合認定建築物の所有者 様

熊本県知事

印

認定取消通知書

下記の（認定建築物エネルギー消費性能向上計画 ・ 基準適合認定建築物）については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（第39条 ・ 第42条）の規定に基づき、下記の理由により当該認定を取り消しましたので、熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項第12条の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定建築主の氏名
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 理由

教示

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある時を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。